

第4章 分野別まちづくりの方針

4-1 分野別まちづくりの方針の設定

第3章で掲げた目標を達成するために、本市の課題、都市のイメージ・目標、都市構造および今後整備を促進する都市施設などを踏まえ、分野別まちづくりの方針を設定しました。分野は以下に示す「①土地利用」、「②道路・交通体系づくり」、「③生活基盤づくり」、「④水と緑のまちづくり」、「⑤安全・安心なまちづくり」、「⑥人にやさしいまちづくり」、「⑦個性ある地域づくり」の7分野としました。

分野別まちづくりの方針

- **土地利用（市全域の土地利用および中心市街地の形成）**
良好な自然と共生し、地域の特性に応じた計画的な土地利用
- **道路・交通体系づくり**
骨格的な道路網や交通結節点の強化と、安全・快適な暮らしと交流を支えるみちづくり
- **生活基盤づくり**
安心して快適に住み続けられる充実した生活環境づくり
- **水と緑のまちづくり**
豊かな自然を守り、自然と調和した緑豊かな潤いのあるまちづくり
- **安全・安心なまちづくり**
地震・風水害等から市民の生命と財産を守るための災害に強いまちづくり
- **人にやさしいまちづくり**
高齢者・障害者や子育て世帯など、誰もが安心して暮らせる人にやさしい環境づくり
- **個性ある地域づくり**
自然・歴史・文化等の地域資源を保全・活用した、ふるさとに愛着と誇りをもてる個性ある地域づくり

4-2 分野別まちづくりの方針

設定した7つの分野の方針を以下に整理しました。それぞれの分野における最も基本となる考え方を「基本方針」として示し、そのうえで地域性や施策を鑑みた具体的な方針をまとめました。

また、その具体的な方針が3章で示している本マスタープランの4つの目標のいずれに該当するかについても示しています。

(1)土地利用

基本方針

◆良好な自然と共生し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進します

本市における土地利用は、良好な自然環境との共生を基調として、中心市街地の構造再編、多様な拠点づくり、市街地や山間集落地の地域特性に応じた計画的な土地利用の誘導・推進などを計画の柱として進めていきます。

土地利用－1 中心市街地の都市構造を再編し、活力と魅力を高めていきます

⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

- 中心市街地としての活力と魅力を高めるため、市役所を核とした行政・文化施設の集積を図る「シビックゾーン」を設定するとともに、当該区域について、地方都市リノベーション事業等を推進します。
- 中心商店街の整備・活性化による再生などを進めるとともに、上野原駅周辺との連携強化を図る道路整備など、骨格的な道路網の強化を図ります。国道20号については現道拡幅・歩道整備等に併せて、通過交通抑制のためのバイパス化（迂回路）を国に求めています。

土地利用－2 特色ある拠点を育成し、まちの活力と魅力を高めていきます

⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

⇒目標4：コンパクトな市街地、地域間の連携

- 中心市街地の機能強化を図る一方、市内各地域の中心となる地域拠点・地区拠点といった特色ある拠点の整備・育成を図り、まちの活力と魅力を高めます。
- 上野原駅周辺の整備として、土地区画整理事業等を活用し交通結節点としての機能拡充や一体的な市街地の形成、土地利用の高度化を図ります。
- 本市における中心的な拠点整備として、山梨県都市計画マスタープランに示された「方針エリア」を受け、「上野原地域拠点エリア」を設定します。
- 拠点として位置づける区域については、農業振興地域の見直しに向け関係機関と調整を図ります。

土地利用－3 市街地の無秩序な都市化を防止し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を図ります 人口減少社会に対応したコンパクトな市街地形成を誘導します

⇒目標4：コンパクトな市街地、地域間の連携

- 本市の人口は平成に入り、横ばいから減少傾向で推移しており、今後も飛躍的な人口増加は見込めないものと想定されます。このように全国的に進行する人口減少社会に対応するため、無秩序な市街地

拡大を抑止し、人口規模に見合ったコンパクトな市街地形成を誘導します。

○また、農地や山林などについても無秩序な開発・宅地化を防止し、地域の特性や良好な環境と調和した計画的な土地利用を図ります。特に現在風致地区が指定されている月見ヶ丘地区、島田地区などについては、風致地区の見直しを行うとともに、地区計画等による一定のルールに基づいた土地利用を進めていきます。

土地利用－４ 山間集落地域の特性に応じた土地利用の推進と居住環境の維持・向上を図ります

⇒目標１：健やかに暮らせるまちづくり

○中心市街地や地区拠点と山間集落地を連絡する道路網の整備を進めるとともに、地区拠点の育成、歴史文化の保全と活用、生活環境の改善、農地の保全など、各集落地の特性に応じた土地利用の推進と居住環境の維持・向上を図ります。



・農業体験

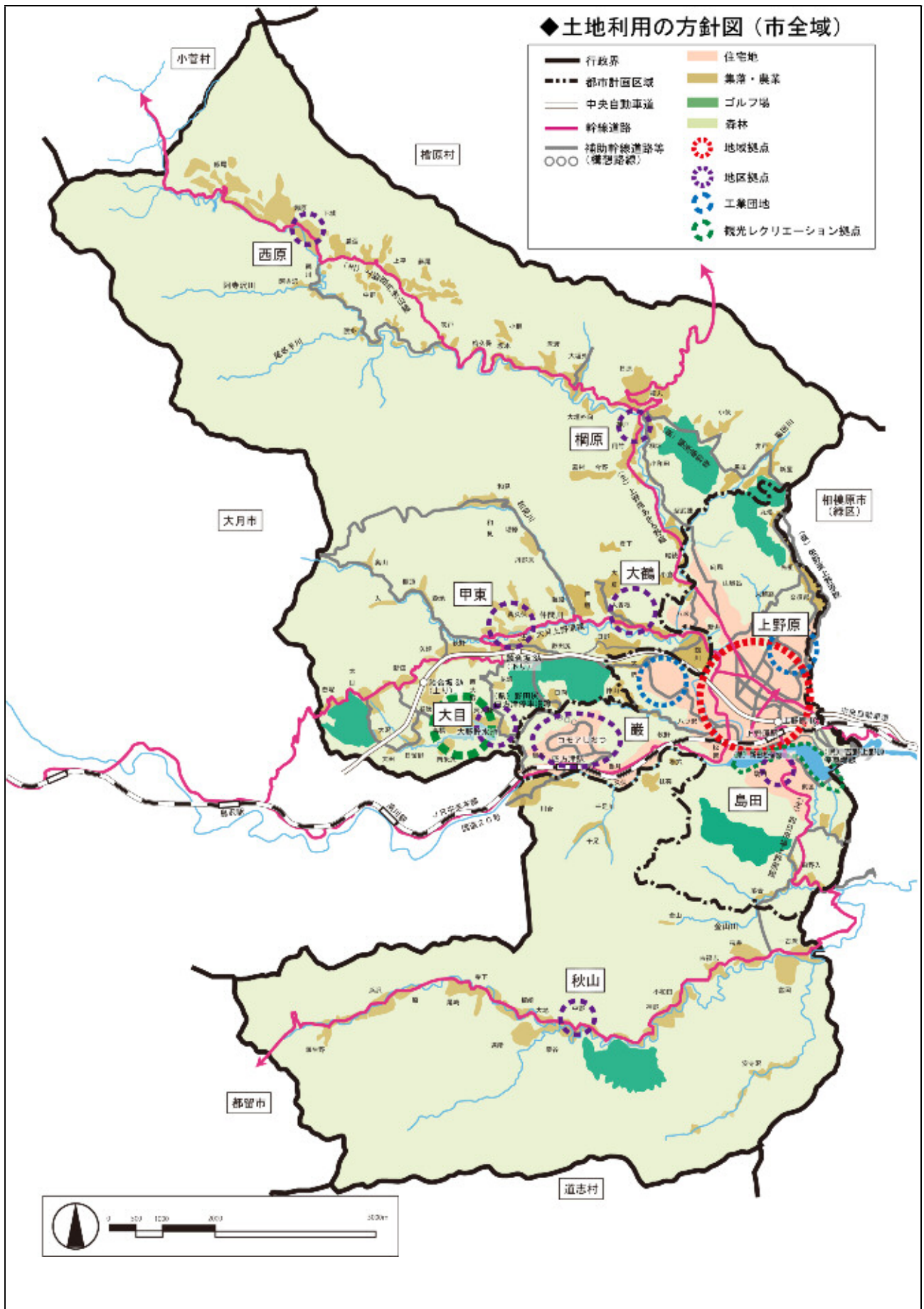
土地利用－５ 良好な自然資源の計画的な維持・保全とまちづくりへの活用を図ります

⇒目標３：賑わいと活気あふれるまちづくり

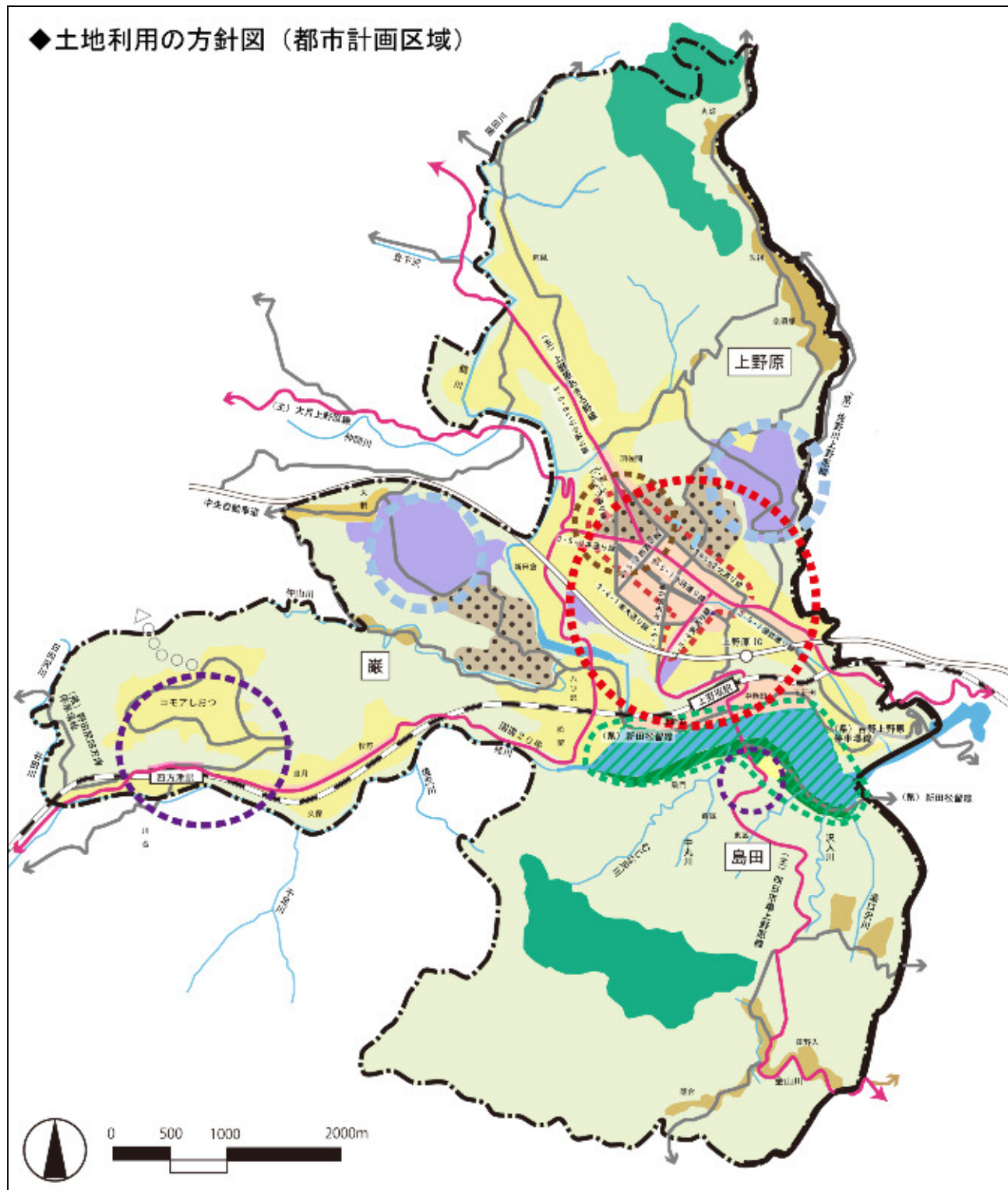
○本市の良好な自然資源を計画的に維持・保全するとともに、登山、ハイキング、キャンプ、自然観察などのレクリエーション活用を積極的に図っていきます。



・観光ガイドによる名所案内



◆土地利用の方針図（都市計画区域）



<ul style="list-style-type: none"> 行政界 都市計画区域 	<p><道路・交通></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道 幹線道路 補助幹線道路等 (構想路線) 	<p><住居系></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地 集落 <p><商業系></p> <ul style="list-style-type: none"> 商業地 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 工業団地 行政・文化 	<p><緑系></p> <ul style="list-style-type: none"> 主な公園・緑地 森林 ゴルフ場・レクリエーション施設等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点 地区拠点 観光レクリエーション拠点
---	---	--	---	--

(2) 道路・交通体系づくり

基本方針

◆骨格的な道路網や交通結節点の強化を図るとともに、安全・快適な暮らしと交流を支えるみちづくりを進めます

市内道路の現状をみると、中心市街地内においては、国道20号などの慢性的な交通渋滞や安全性が十分に確保されていない歩行環境など、また、市内各地域を相互に結ぶ主要な道路においては、災害時における道路寸断の懸念や緊急時の救急・医療上の対応などの様々な問題・課題が生じています。

また、高齢者や障害者を含む全ての公共交通利用者が、安全かつ快適に利用できる交通環境整備も求められています。

これらの課題に対応するため、中心市街地内や地域間を連絡する骨格的な道路網の強化を図るとともに、上野原駅等の交通結節点の強化、安心・快適なみちづくりなど総合的な交通環境づくりを進めていきます。

道路・交通体系－1 中心市街地および地域間を結び、内外の交流を支える道路網の強化を図ります

⇒目標4：コンパクトな市街地、地域間の連携

- 本市では、市内の骨格を形成する道路として、幹線道路（国道、主要地方道）および補助幹線道路（一般県道、1級市道）に区分し、それぞれの役割に応じて適切に配置・整備し、体系的な道路網の確立を図っていきます。
- 特に、中心市街地周辺では、通過交通の流入抑制・混雑緩和のための国道20号のバイパス化を検討するとともに、都市計画道路網の見直し検討・整備促進を進め、骨格的な道路網の形成を図ります。
- また、山間の各地域間を連絡する幹線道路および補助幹線道路を中心に、狭あい区間の拡幅や線形改良、防災安全性の確保などの機能強化を図ります。



・中心市街地を貫入する国道20号

⇒目標4：コンパクトな市街地、地域間の連携

- 上野原駅および四方津駅は、駅前広場や駐車場の整備、エレベーター等の歩行支援施設整備、バスやタクシー乗り場の再整備など交通結節点としての機能強化を図ります。
- 駅と中心市街地を結ぶ路線バスや、山間集落等を結ぶデマンドタクシーについては、増便、運行時間帯拡大などのサービス向上策について検討します。



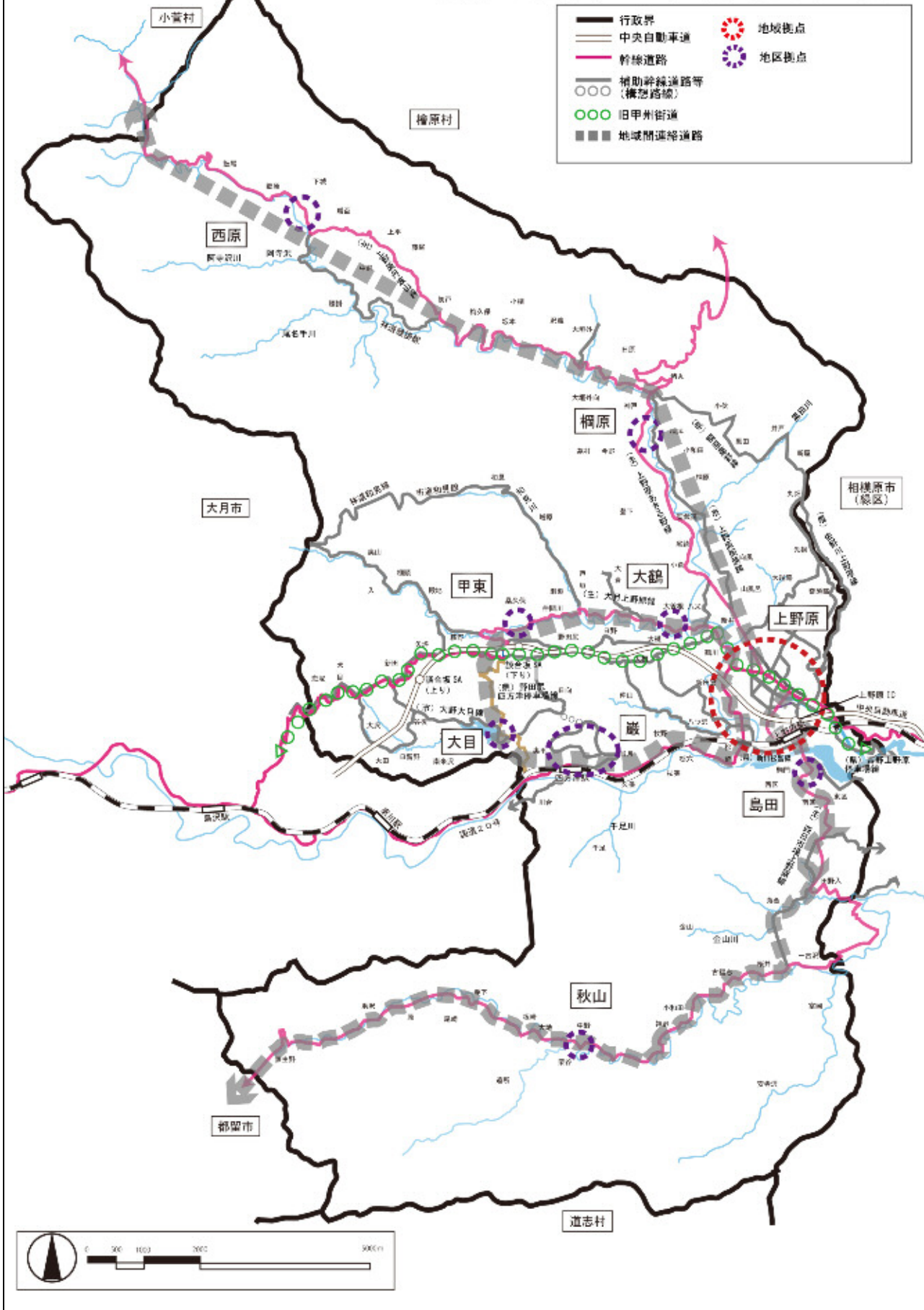
・デマンドタクシー実証実験

⇒目標1：健やかに暮らせるまちづくり

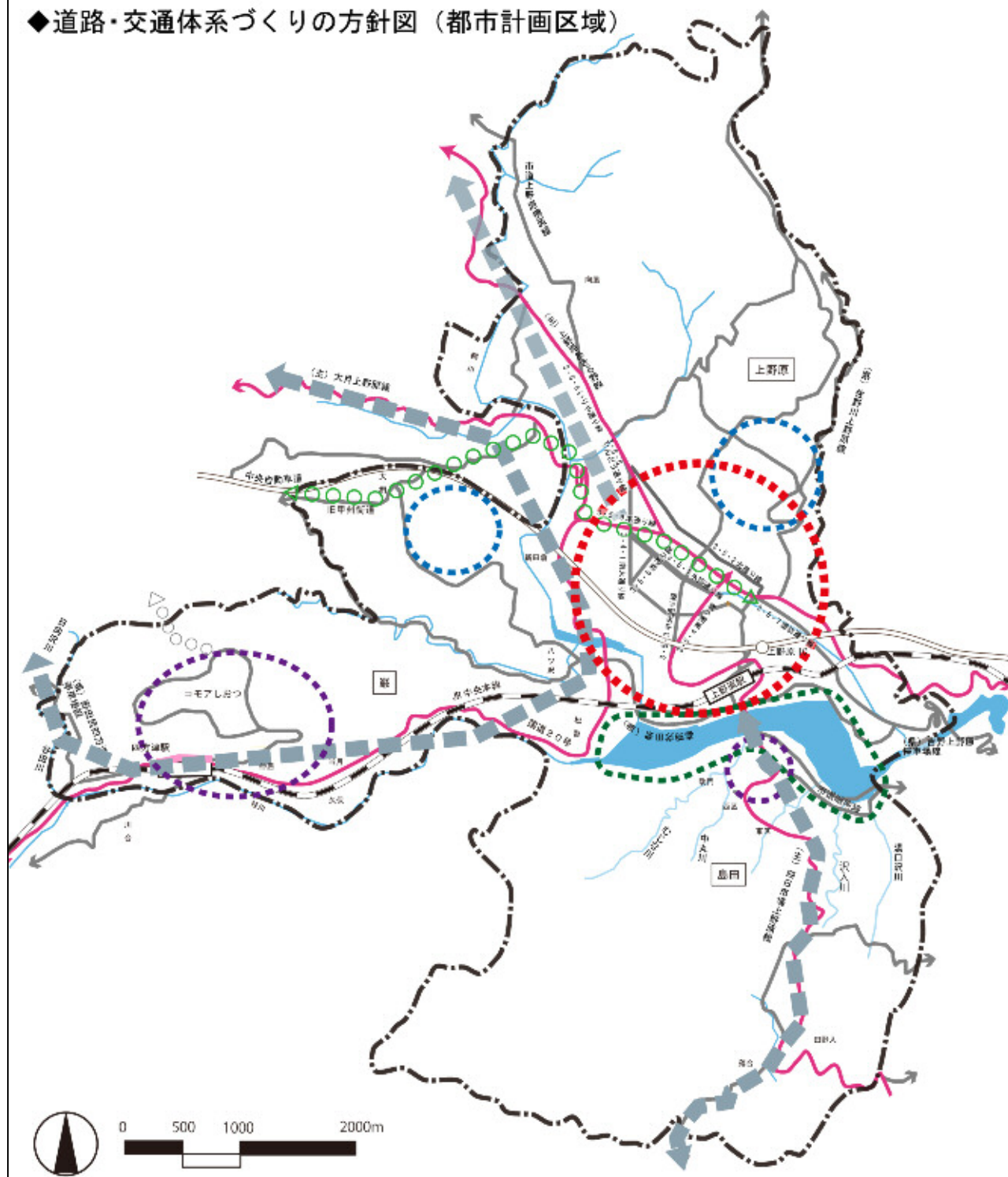
⇒目標2：安全・安心なまちづくり

- 市民アンケートによると、道路や公園などの生活基盤の充実を求める声が多いことから、生活に密着した安心・快適なみちづくりを重点的に進めていきます。
- 中心市街地については、歩道整備・拡幅やバリアフリー化など、歩行者優先のみちづくりを進めていきます。幹線道路・補助幹線道路については整備の緊急性・必要性の高いものから段階的に改良・整備を進めていきます。
- また、市街地内や集落地等では災害時等の救急・消防活動を円滑に行えるよう、狭あい道路の解消を図ります。
- 歩行者の通行が多い道路の歩道設置、交差点の改良、通学路等の交通安全性の確保、道路環境の美化など、誰もが安心して、快適に利用できるみちづくりを進めていきます。
- 旧甲州街道周辺に存在する歴史的資源を結ぶ散策路の整備を進めていきます。

◆道路・交通体系づくりの方針図（市全域）



◆道路・交通体系づくりの方針図（都市計画区域）



[凡 例]

- | | | | |
|------------|---------------|-------------------------|--------------------|
| —●— 都市計画区域 | — 中央自動車道 | ○ ○ ○ 旧甲州街道 | ● ● ● 地域拠点 |
| — 幹線道路 | ■ ■ ■ 地域間連絡道路 | ○ ○ ○ 補助幹線道路等
(構想路線) | ● ● ● 地区拠点 |
| | | | ● ● ● 工業団地 |
| | | | ● ● ● 観光レクリエーション拠点 |

(3) 生活基盤づくり

基本方針

◆安心して快適に住み続けられる充実した住まいと生活環境づくりを進めます

市民アンケートによると、道路や公園等の生活基盤の充実を重要視すべきとの声が多く挙げられています。

そのため、生活道路や公園、下水道などの生活基盤の整備を進め、安心して快適に住み続けられるまちづくりを進めます。

また、人口減少社会に移行するなか、市街地や山間部の過疎地域への定住を促し、地域の活性化を図るため、地域に根ざした多様な住まいづくり、未利用地の活用、県営住宅の誘致や民間住宅との連携等による定住促進の仕組みづくりなども進めていきます。

生活基盤－1

身近な生活基盤施設の整備・充実を進めていきます

⇒目標1：健やかに暮らせるまちづくり

○身近な生活基盤の充実を求める市民の高い要望に応えるため、生活道路、公園、下水道などの生活基盤をはじめ、交差点の改良、通学路などの交通安全性の確保、防犯灯の整備や警察官立寄所の設置など身近な生活環境の整備・充実を進めます。

○また、市民の地域活動の維持・活性化を促すため、既存施設の有効活用も含め、文化交流施設、集会所などのコミュニティ施設の整備・充実に努めます。



・通学路の安全確保

生活基盤－2

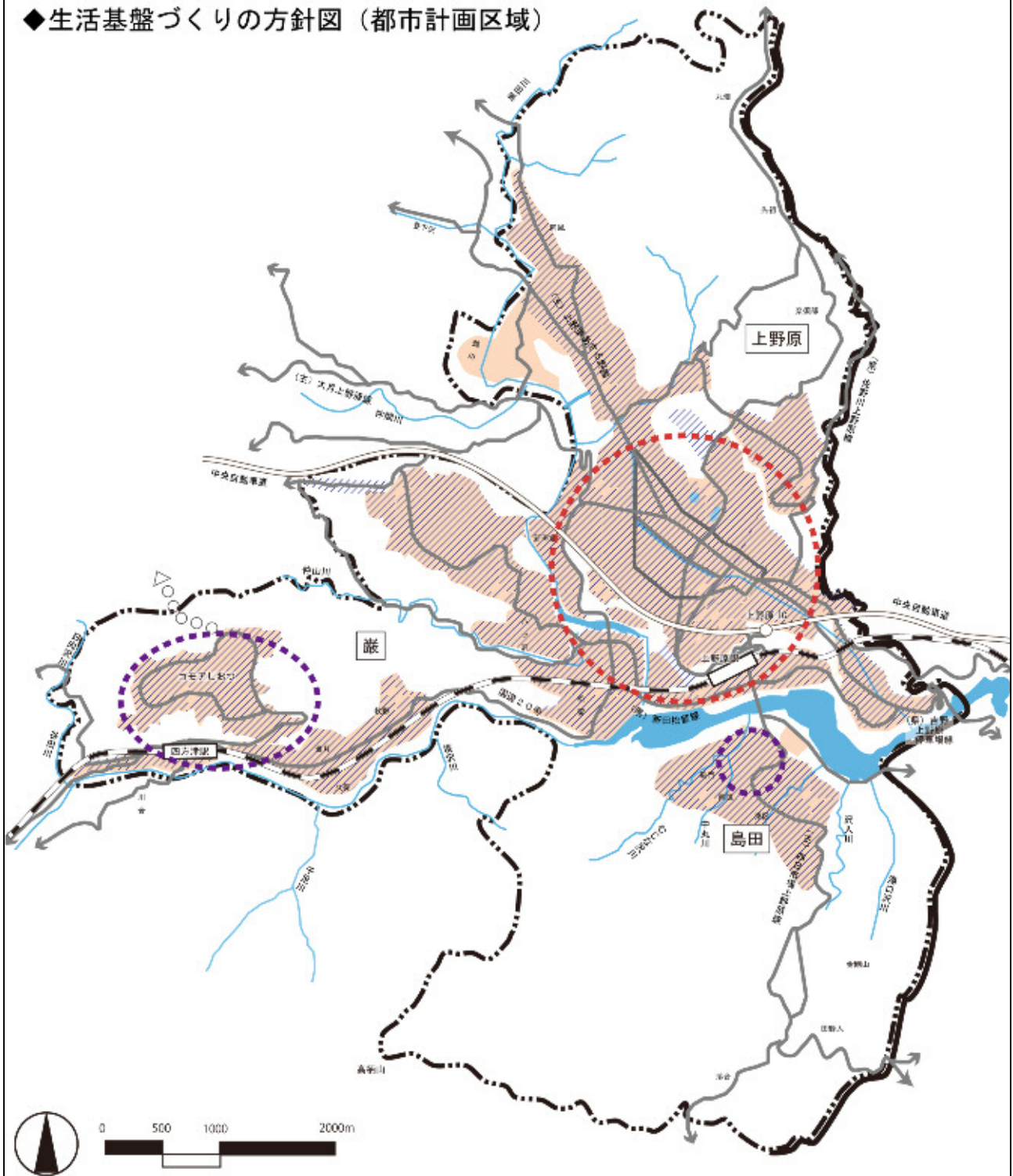
地域の風土に根ざし、定住を促す良質でゆとりある住まいづくりを進めます

⇒目標1：健やかに暮らせるまちづくり

⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

○本市は首都圏近郊にあって自然環境に恵まれ、東京への通勤圏内にあるなど首都圏からの住宅需要が期待されるため、地域活性化を図るうえでも、受け皿となる良好な住環境整備や山間地域の定住促進を促す多様な住宅の供給、各種情報提供や公的支援などの定住促進の仕組みづくりを進めていきます。また、低利用地・未利用地の有効活用を図ります。

◆生活基盤づくりの方針図（都市計画区域）



[凡 例]

- | | |
|--------------------------|-----------|
| — 行政界 | 市街地 |
| - - - 都市計画区域 | 公共下水道全体区域 |
| — 中央自動車道 | 地域拠点 |
| — 幹線道路・補助幹線道路等
(構想路線) | 地区拠点 |

(4) 水と緑のまちづくり

基本方針

◆豊かな自然を守り、自然と調和した緑豊かな潤いあるまちづくりを進めます

水や緑は、市民生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、レクリエーションの場、災害時における避難場所、動植物の生息の場、大気の浄化、気温調節など様々な役割を果たしています。

土地利用の基本方針でもある「良好な自然環境との共生」を実現するため、恵まれた自然資源や環境を大切に守り、次世代に継承するとともに、緑の不足している市街地周辺の公園・緑地整備や緑化を推進し、潤いあるまちづくりを進めていきます。

また、先人が育んできたふるさとの風景や自然を次世代に継承し、自然と都市が共生していくためにも、都市化に伴う自然への影響を極力抑制し、省エネルギー・リサイクルの推進など、自然環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

水と緑－１

豊かな自然資源を保全するとともに、まちづくりへの活用を進めます

⇒目標３：賑わいと活気あふれるまちづくり

○先人が守ってきた自然を大切に育み、次世代に継承するため、自然資源の積極的な保全を図るとともに、自然に配慮したレクリエーション活用も積極的に進めていきます。

水と緑－２

多様な緑の拠点とネットワークづくりを進めます

⇒目標３：賑わいと活気あふれるまちづくり

○市民が豊かな自然資源を身近にふれあうことができるよう、桂川周辺や大野貯水池周辺などに緑の拠点づくりを進めるとともに、その他の市街地や集落地等においても、必要に応じた公園・緑地等の整備などを進めます。

○中心市街地や桂川沿いの賑わいあるみちづくりや旧甲州街道周辺に存在する歴史資源を結ぶ散策路、登山道・ハイキングルートの整備など、多様な緑の拠点を結ぶ歩行者ネットワークづくりを進めます。

水と緑－３

緑化の推進により個性と潤いあるまちなみの形成を図ります

⇒目標３：賑わいと活気あふれるまちづくり

○緑の拠点づくりだけでなく、その他の市街地内においても緑豊かな潤いあるまちなみが形成されるよう、市民が多く利用する公共施設や道路をはじめ、住宅地、商業地、工業団地などの民有地の個性ある緑化を進めます。

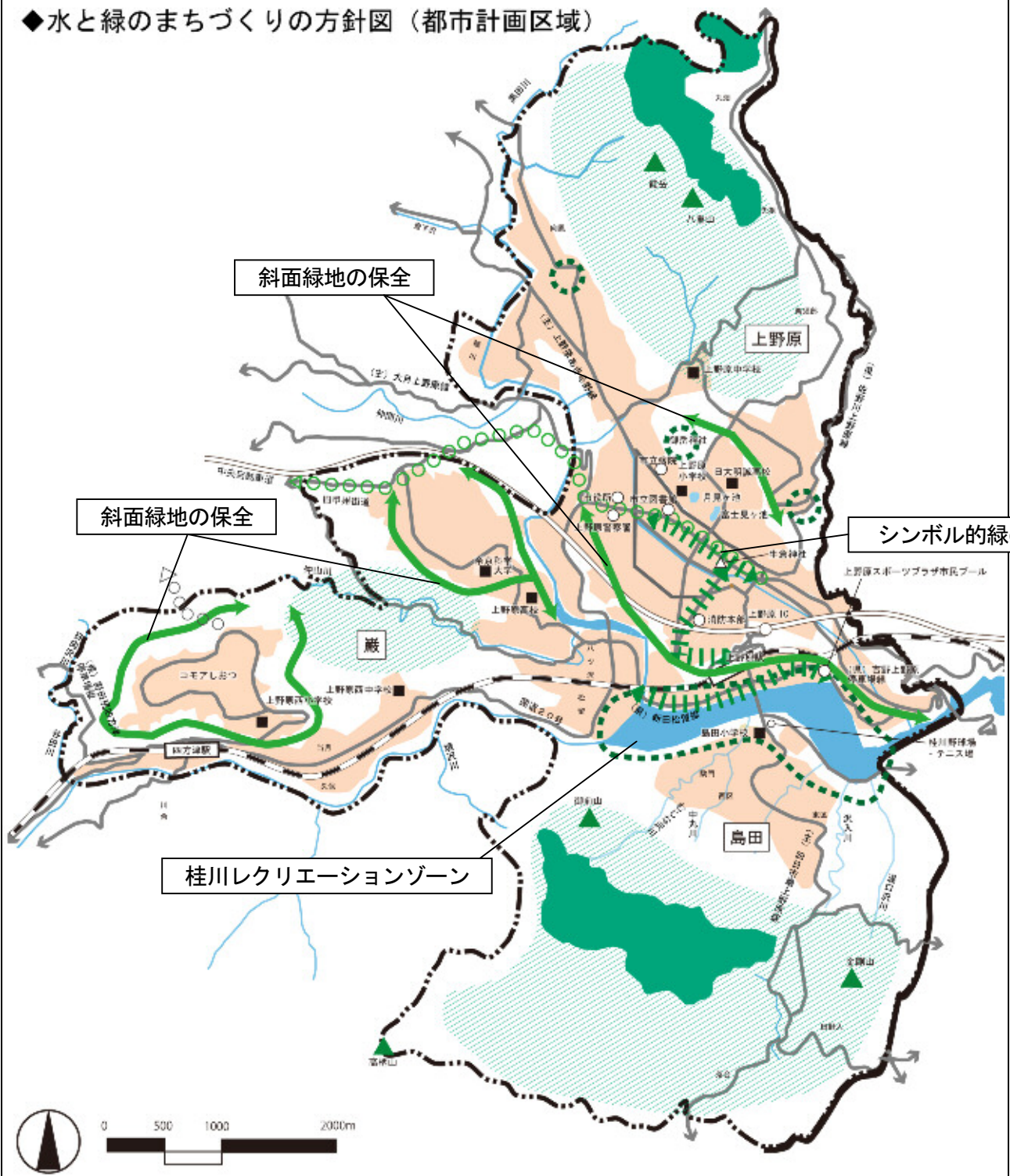
水と緑－４

環境に配慮したまちづくりを進めます

⇒目標１：健やかに暮らせるまちづくり

○都市化に伴う自然への影響を極力抑制し、循環型社会の実現を目指すため、自然資源の保全をはじめ、省エネルギー・リサイクルの推進、環境に配慮した交通環境づくり、多自然型工法の導入、市民参加による環境教育の推進など、環境に配慮したまちづくりを進めていきます。

◆水と緑のまちづくりの方針図（都市計画区域）



- | | | | | |
|------------------|--------------------------|-------------------|-----------|-------|
| [凡例] | | | | |
| — 行政界 | — 中央自動車道 | <緑のネットワーク> | <主な施設> | <その他> |
| --- 都市計画区域 | — 幹線道路・補助幹線道路等
(構想路線) | ● 水と緑の拠点 (近隣公園など) | ■ 学校 | ■ 住宅地 |
| | | 〇〇 シンボリックな緑の軸 | ○ 主な公共施設 | |
| <骨格の保全> | | ↔ 斜面緑地の保全 | △ 主な社寺境内地 | |
| /// 森林 | | 〇〇 歴史の道 (旧甲州街道) | ● ゴルフ場 | |
| /// 水辺空間の保全 (河川) | | | | |

(5) 安全・安心なまちづくり

基本方針

◆地震、風水害等から市民の生命と財産を守るための災害に強いまちづくりを進めます

東日本大震災をはじめとする近年国内外で発生した大規模災害を背景として、市民の防災に関する施策への関心が高まっています。

そのため、地震や風水害、火災などに対する安全性の確保や防災拠点・防災体制の強化など、災害に強いまちづくりを重点的に進めます。

安全・安心-1 治山・治水に対する安全確保策を推進します

⇒目標2：安全・安心なまちづくり

○市内の大半を山地部が占め、市街地周辺に河岸段丘斜面などが分布するため、集落地や幹線道路などに被害の及ぶ可能性の高い急傾斜地や主要河川を対象に、治山・治水対策を強化します。

安全・安心-2 地震等の自然災害や火災に対する安全確保策を推進します

⇒目標2：安全・安心なまちづくり

○市街地や集落地内に存在する密集住宅地の環境改善、避難路の確保、防災施設の充実など、地震・火災に強いまちづくりを進めていきます。

○公共施設の早期耐震化を進めるとともに、民間建築物等についても耐震診断や耐震化を促進します。また、必要に応じて電線類等の地中化を図ります。

○災害発生時に道路の寸断による集落地の孤立化を防ぎ、緊急時の輸送ルートを確認するなど、災害時を考慮した補助幹線道路といった代替ルートの確保を進めます。



・市中央防災公園

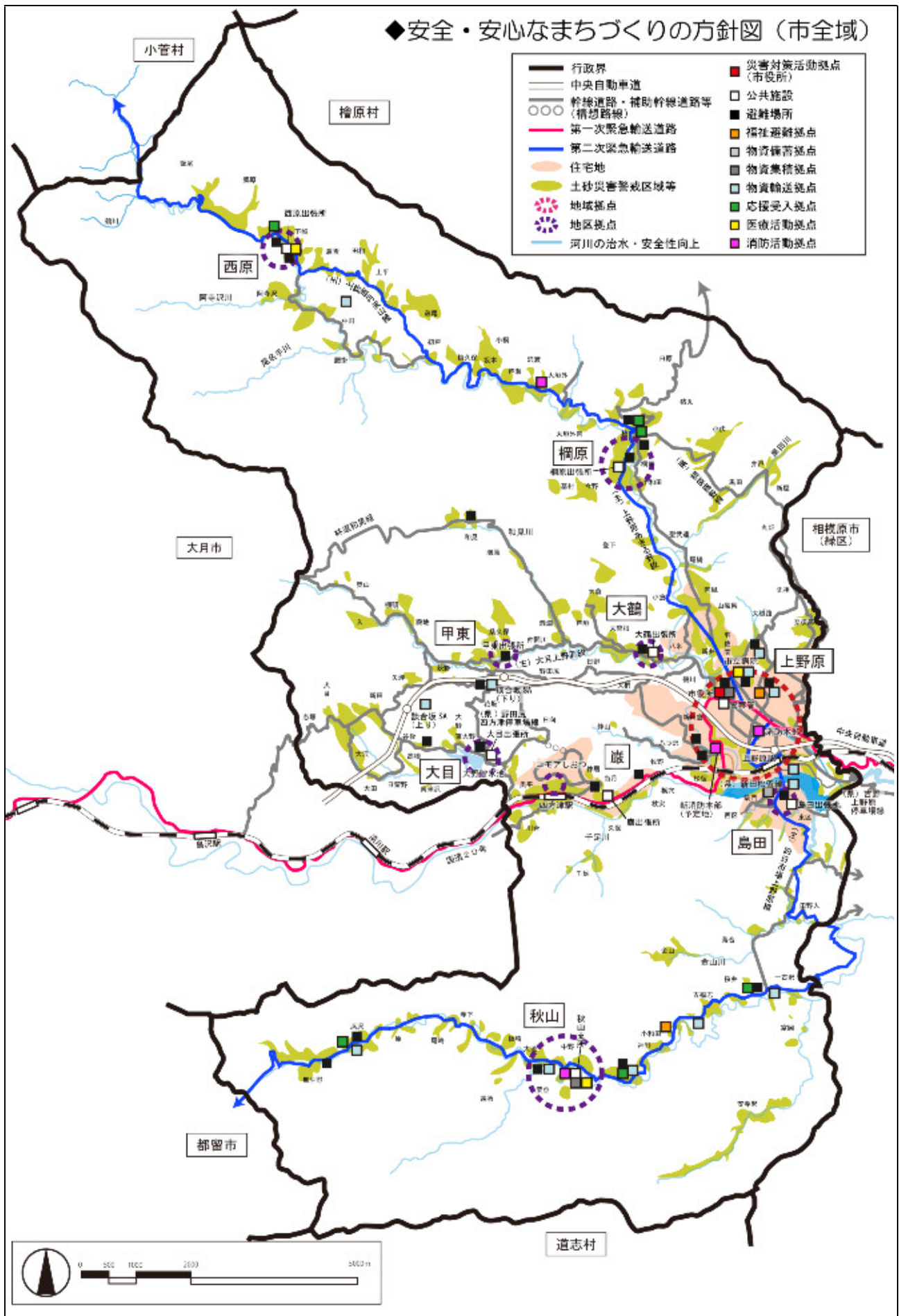
安全・安心-3 防災拠点機能や防災体制の強化を図ります

⇒目標2：安全・安心なまちづくり

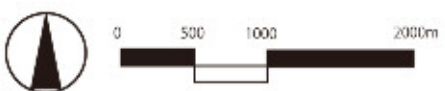
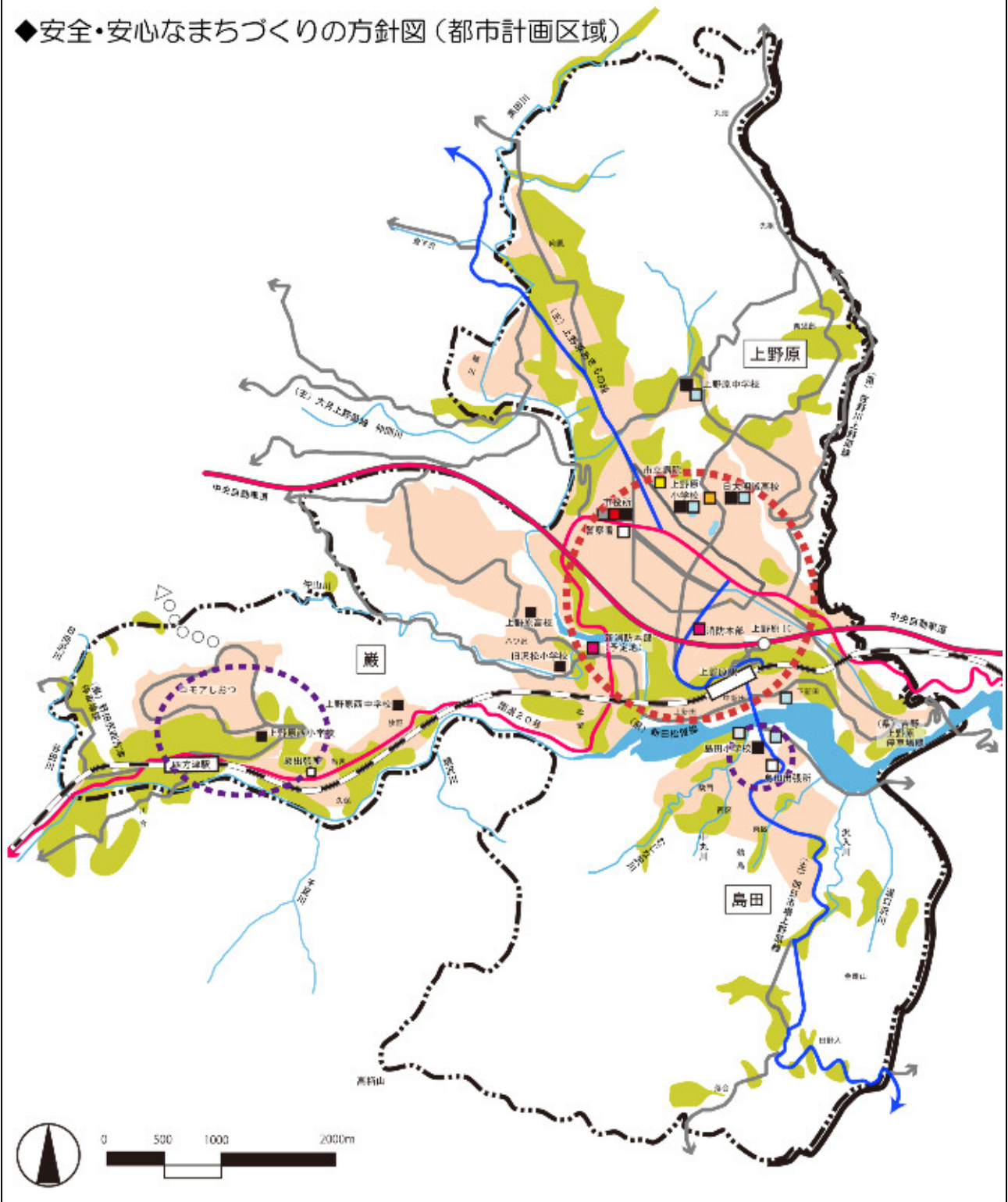
⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

○災害に対する日頃からの備えを万全とするため、総合的な防災対策の一環として、地域防災センターの機能強化や避難場所の充実、新消防庁舎建設を含む防災体制の強化などを進めていきます。

◆安全・安心なまちづくりの方針図（市全域）



◆安全・安心なまちづくりの方針図（都市計画区域）



[凡例]

- | | | | |
|--------------|---------------|------------------|----------|
| — 行政界 | ■ 住宅地 | ■ 災害対策活動拠点 (市役所) | ■ 物資集積拠点 |
| --- 都市計画区域 | ■ 土砂災害警戒区域等 | □ 公共施設 | ■ 物資輸送拠点 |
| — 中央自動車道 | ● 地域拠点 | ■ 避難場所 | ■ 医療活動拠点 |
| — 幹線道路 | ● 地区拠点 | ■ 福祉避難拠点 | ■ 消防活動拠点 |
| ○ ○ ○ (構想路線) | — 河川の治水・安全性向上 | ■ 物資積蓄拠点 | |
| — 第一次緊急輸送道路 | | | |
| — 第二次緊急輸送道路 | | | |

(6) 人にやさしいまちづくり

基本方針

◆少子・高齢社会に対応し、高齢者・障害者や子育て世帯など誰もが安心して暮らせる人にやさしい環境づくりを進めます

平成 22 年（国勢調査）における本市の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は 26.3%まで上昇する一方、年少人口（15 歳未満の人口の割合）は 10.9%まで低下するなど、県平均の高齢化率 24.5%、年少人口 13.4%を上回るレベルで少子・高齢化が進行しており、この傾向は今後ますます進むものと予想されています。

本計画では、このような少子・高齢化に対応できるよう、ノーマライゼーション（※1）の理念に基づき、物理的にも精神的にも日常生活上の様々なバリア（障壁）が取り除かれ、誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまち」の実現を目指します。

※1 ノーマライゼーション：障害を持つ人が健常者と同等に生活し活動する社会を目指す理念のことです。

人にやさしいー1

公共施設や交通結節点等のバリアフリー化を進めます

（ユニバーサルデザインの導入）

⇒目標 1：健やかに暮らせるまちづくり

⇒目標 2：安全・安心なまちづくり

○高齢者、障害者、車イスやベビーカー利用者など、誰もがまちなかを安心・快適に移動でき、施設を利用できるよう、鉄道駅、主な公共公益施設、公園・緑地、道路や歩行者空間については、段差解消などのバリアフリー化を推進します。

○特に、多くの利用者が見込まれる上野原駅については、市民の改善要望も極めて高いことから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の導入を視野に入れた駅構内や駅周辺等の改善整備を図り、誰もが使いやすい交通結節点づくりを進めていきます。

人にやさしいー2

人にやさしい生活環境づくりを進めます

⇒目標 1：健やかに暮らせるまちづくり

⇒目標 2：安全・安心なまちづくり

○高齢者等に配慮した住宅の改善・供給、福祉施設や交流施設の充実を図るとともに、デイサービスや訪問看護などの福祉医療サービスの充実、高齢単身世帯の増加などを背景とした緊急通報・安否確認システムの導入検討などを進めます。

○また、子育てしやすい環境をつくるために保育所等の適正配置や身近な公園等の整備、医療サービスの充実を図っていきます。

人にやさしいー3

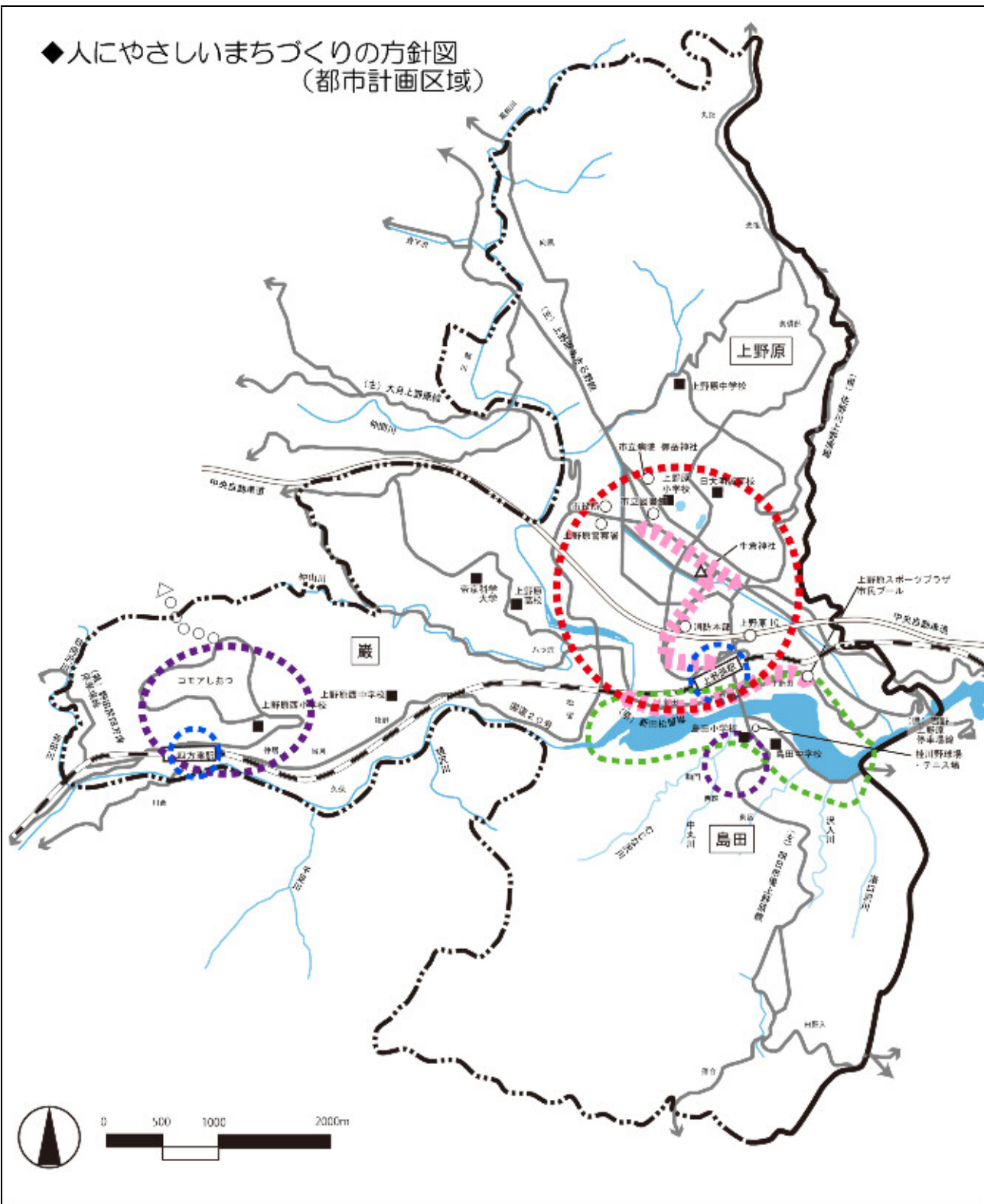
協働による福祉のまちづくりを進めます

⇒目標 2：安全・安心なまちづくり

○福祉のまちづくりに向けた指針づくりや横断的な庁内推進体制の強化、各種福祉団体・ボランティア活動との連携を強化していきます。

○また、福祉のまちづくりに対する市民意識の啓発事業、市民参加を積極的に推進し、市民等と行政の協働による福祉のまちづくりを進めます。

◆人にやさしいまちづくりの方針図
(都市計画区域)



[凡 例]

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------|-----------|
| — 行政界 | ■■■ 主な歩行者軸のバリアフリー化 | ■ 学校 |
| —●● 都市計画区域 | ○ 〇 バリアフリー推進ゾーン | ○ 主な公共施設 |
| — 中央自転車道 | ○ 〇 主な観光レクリエーションゾーンのバリアフリー化 | △ 主な社寺境内地 |
| — 幹線道路・補助幹線道路等
(構想路線) | ○ 〇 地域拠点のバリアフリー化 | |
| | ○ 〇 地区拠点のバリアフリー化 | |

(7) 個性ある地域づくり

基本方針

◆自然・歴史・文化等の地域資源を保全・活用した、ふるさとに愛着と誇りをもてる個性ある地域づくりを進めます。

美しく個性的な景観は、まちに風格や賑わい、落ち着き、潤いなど様々な表情を与えてくれ、市民の心の拠り所としてふるさと意識や愛着を育ててくれます。

また、市内には長い歴史の中で育んできた自然、生活や文化などが有形無形に息づいており、個性ある景観資源や歴史・文化資源も数多く分布しています。

市民が愛着をもてるまちづくりを図るため、こうした豊富な地域資源をもう一度再発見・再認識し、資源の保全とまちづくりへの積極的な活用を図り、上野原らしい個性ある地域づくりを進めます。

個性ある地域－1

特色ある景観資源、歴史・文化資源の保存とまちづくりへの活用を図ります

⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

○本市の桂川や大野貯水池周辺といった景観資源、上野原小学校の大ケヤキといった歴史・文化資源は、市民の心の拠り所でもあり、ふるさと上野原への愛着を育ててくれる大切な財産です。これらの先人から受け継いだ財産を保存していくとともに、まちづくりに積極的に活用し、次世代に継承していきます。

個性ある地域－2

上野原らしい個性と愛着のある景観づくりを進めます

⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

○本市には、風光明媚な風景を守るため月見ヶ丘風致地区および島田風致地区が指定されており、引き続き良好な景観の維持保全を図ります。ただし、今後の社会状況や土地利用の変化に応じて風致地区の見直しも検討します。

○中心市街地、上野原駅周辺、桂川レクリエーションゾーンについては、市の顔にふさわしい個性ある景観づくりを進めていきます。

○特に、都市計画道路（本通り線・東通り線）や桂川の沿道は、本市のシンボリックな通りにふさわしい個性あるみちづくりを検討します。

○その他、旧甲州街道の歴史のみちづくり、多様な歴史資源を活用した景観スポットの整備、景観資源を結ぶ散歩道などのネットワークづくりを行うとともに、商店街、住宅地、文教ゾーン、山間集落地など、地域の特性に応じた良好な街並み景観の誘導を進めます。

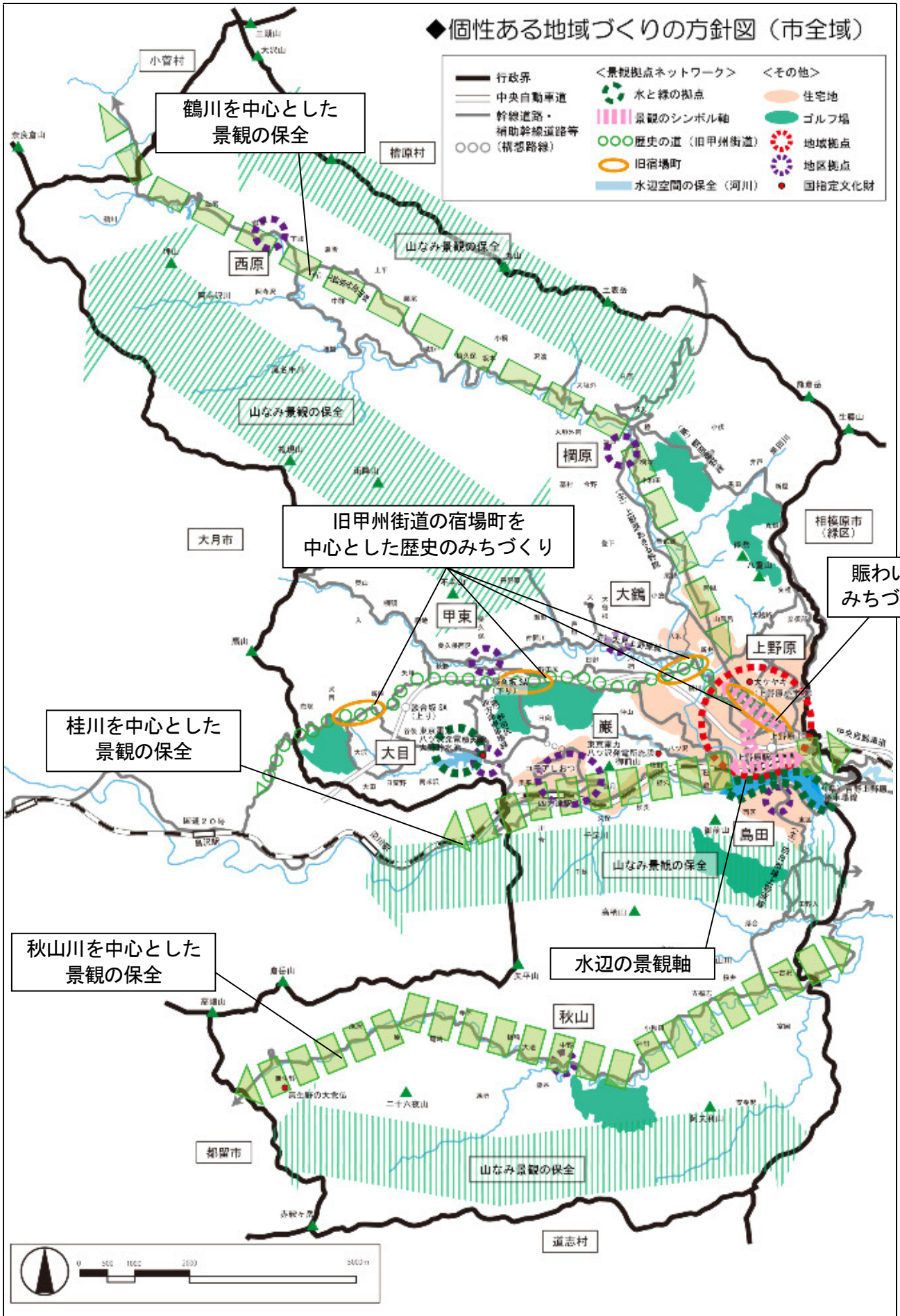
個性ある地域－3

協働による景観まちづくりを進めます

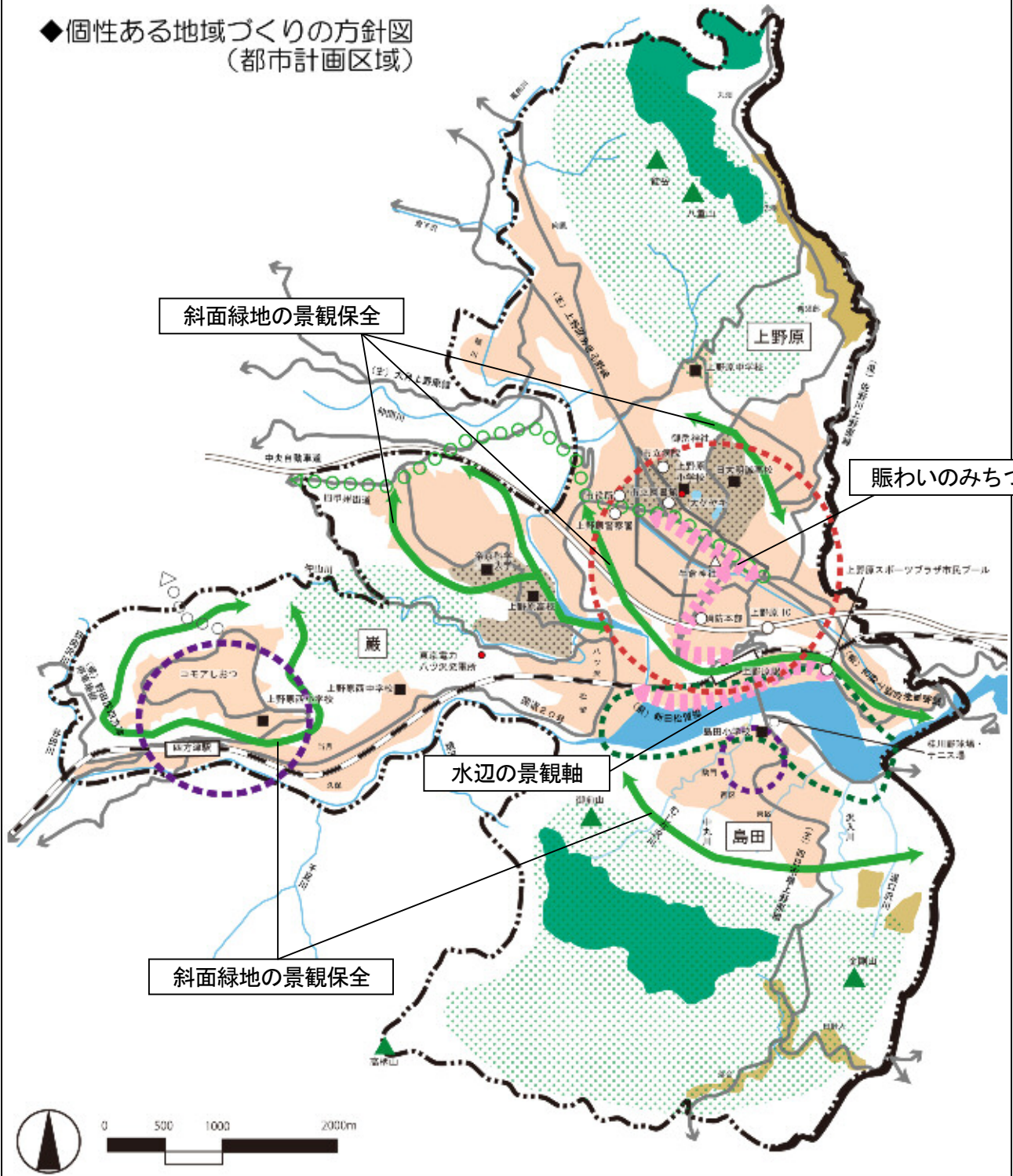
⇒目標3：賑わいと活気あふれるまちづくり

○上野原の特徴を活かした景観形成の指針づくりを行い、その結果を受けた条例や要綱の策定、支援制度など市独自の仕組みづくりについて検討していきます。また、市民意識の向上のための様々な啓発事業の実施、市民参加による景観形成活動などを推進していきます。

◆個性ある地域づくりの方針図（市全域）



◆個性ある地域づくりの方針図
(都市計画区域)

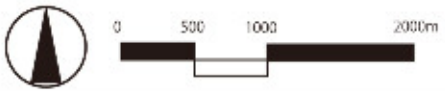


斜面緑地の景観保全

賑わいのみちづくり

水辺の景観軸

斜面緑地の景観保全



[凡例]

- | | | | | |
|--|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> — 行政界 — 都市計画区域 | <ul style="list-style-type: none"> — 中央自動車道 — 幹線道路・補助幹線道路等 (構想路線) | <p><景観の拠点ネットワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水と緑の拠点 景観のシンボル軸 ○○ 歴史の道 (旧甲州街道) ↔ 斜面地の景観保全 | <p><主な土地利用></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地 集落 行政・文化 地域拠点 地区拠点 | <p><主な施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校 主な公共施設 主な社寺境内地 ゴルフ場 国指定文化財 |
| <p><骨格的な景観の保全></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林ゾーン — 水辺空間の保全 (河川) | | | | |